

第42回厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会 議事要旨

- 1件の納付計画の変更（延長）について審議され、法令上の「納付することができないやむを得ない理由」には当たらず、変更は認められないとされた。

- また、当専門委員会の持ち回り開催の実施については、納付計画の変更（猶予の延長）の申請について、申請理由や納付状況等がこれまでの専門委員会の審議案件と類似している場合には、当該案件を持ち回り開催の案件とすることを可能とするという事務局の提案について了承された。